

新旧対照表

届出対象行為（特定届出対象行為）

- ・届出を必要とする行為

新		旧	
区 分	行為及び規模	区 分	行為及び規模
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転を行う場合は、当該工作物（風力発電設備を含む。次において同じ。）の高さ（増築の場合は増築後の高さ）が15mを超える場合 ・工作物の高さが15mを超えるもので、外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合 ・太陽光発電設備（建築物に設置するものを除く。以下同じ）の事業区域（太陽光発電設備を設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電する事業を行う一団の区域をいう。以下同じ。）の面積が1,000㎡以上で、当該設備の新築、増築、改築又は移転に係るもの ・太陽光発電設備の事業区域の面積が1,000㎡以上のもので、当該設備の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更による当該設備の外観の変更に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の2分の1を超えるもの 	工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転を行う場合は、当該工作物（風力発電設備を含む。次において同じ。）の高さ（増築の場合は増築後の高さ）が15mを超える場合 ・工作物の高さが15mを超えるもので、外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合 ・太陽光発電設備の発電出力（増築する場合にあっては、増築後の発電出力をいう。以下同じ。）が1,000kw以上又は太陽電池モジュールの総面積（増築する場合にあっては、増築後の総面積をいう。以下同じ。）が6,000㎡以上で、当該設備の新築、増築、改築又は移転に係るもの ・太陽光発電設備の出力が1,000kw以上のもの又は太陽電池モジュールの総面積が6,000㎡以上のもので、当該設備の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更による当該設備の外観の変更に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の2分の1を超えるもの